

建築工事積算基準等公表要領

栃木県県土整備部建築営繕課

(目的)

第1条 この要領は、栃木県県土整備部が発注する建築工事の積算に用いる積算基準及びこれに関連する基準、単価等(以下「積算基準類」という。)の公表に関し必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類を公表することにより、受注者の的確な見積りに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

(公表の対象とする図書の範囲)

第3条 栃木県県土整備部の予定価格設定のための設計金額の積算に用いる積算基準類に関する図書(以下「公表図書」という。)で次に掲げるものとする。

(1)積算要領等

工事費の構成、費目の区分及び内容、算定方法並びに算定の根拠とする資料のうち工事費の積算に一般的に共通するものを定めたもので、次に掲げるもの。

- ・建築工事積算要領
- ・建築工事積算基準

(2)積算要領等の資料

「建築工事積算要領」及び「建築工事積算基準」の運用にあたり必要な事項を定めたもので、次に掲げるもの。

- ・建築工事積算要領等の資料

(3)標準歩掛り

汎用的な各種の工法において標準的に用いられる機械、労働力、材料等の組合せ、当該組合

せによる標準的な生産能力、当該工法の標準的な適用範囲等を定めたもの。

(4) 資材単価

標準歩掛により複合単価を算定する際に適用する、資材及び人件費等の単価。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、原則として閲覧によるものとし、次に掲げるとおりとする。

(1) 閲覧方法

公表図書の閲覧方法は、公表図書を所定の場所に設置し、希望者に閲覧するものとする。具体的な積算基準類の内容等に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。

(2) 閲覧場所

公表図書の閲覧場所は、前条(1)(2)においては栃木県ホームページとし、前条(3)(4)においては建築営繕課とする。

(3) 閲覧時間

建築営繕課で閲覧する場合には、休日・祝日を除く、月曜日から金曜日の、午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。

(4) 公表資料の管理・保管

公表図書の貸し出しは行わないものとする。

また、建築営繕課で閲覧する場合には、閲覧者の氏名、住所、会社名及び閲覧の月日を記帳させるものとする。

(5) 更新の時期

公表図書の更新は、その年度の積算基準類の改定時期を基本とし、年度途中において改定があった場合は、必要に応じて適宜実施するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

付則 本要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、平成 24 年 7 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、平成 25 年 7 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、平成 26 年 7 月 10 日から適用するものとする。

付則 本要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものとする。

付則 本要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとする。